

農委補第3号 中ノ沢ため池整備事業計画策定業務委託 特別仕様書

項 目	内 容									
第1条 総 則 (適用範囲)										
第1-1条	防災・減災対策農業水利施設点検・調査計画事業「農委補第3号 中ノ沢ため池整備事業計画策定業務委託」の実施にあたっては、新潟県農地部「調査・測量・設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。									
(目 的)										
第1-2条	この業務は、中ノ沢ため池の防災対策に係る事業計画樹立を目的とするものである。									
(場 所)										
第1-3条	この業務は、新潟県岩船郡関川村大字 鮎谷 地内で 別途位置図に示すとおりである。									
(土地の立入り等)										
第1-4条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-15条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。									
(管理技術者)										
第1-5条	管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次の通りである。 <table><tr><td>資 格</td><td>技術部門</td><td>選択科目</td></tr><tr><td>技術士</td><td>農業</td><td>農業土木</td></tr><tr><td>RCCM</td><td>農業土木</td><td></td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	農業	農業土木	RCCM	農業土木	
資 格	技術部門	選択科目								
技術士	農業	農業土木								
RCCM	農業土木									
(担当技術者)										
第1-6条	担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。									
第2条 作業条件 (適用する図書)										
第2-1条	設計基本事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準(各種)」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督員の承諾を受けるものとする。									
(設計条件)										
第2-2条	設計作業における設計条件は次の通りである。 (1)基本条件 経済効果算定にあたり、基本的な考え方(想定被害等)を監督員と打合せの上、着手すること。 (2)その他の条件 対策工法の選定においては、安全性、施工性及び経済性等を考慮し、適切な対策工法で樹立すること。									

農委補第3号中ノ沢ため池整備事業計画策定業務委託 特別仕様書

項 目	内 容																									
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第2-3条	第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料等の取扱いは、次の通りとする。 (1)参考図書及び資料の記載事項で相互の矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。 (2)参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督員と協議するものとする。 (3)貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督員の請求があった場合のほか、完了検査に一括返納しなければならない。																									
第3条 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	本業務における設計作業項目は、設計書および別紙作業項目表の通りである。																									
(設計作業の留意点) 第3-2条	第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。																									
第4条 打合せ 第4-1条	共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 (1回の打合せは半日程度_0.5) <table><tr><td></td><td></td><td>主任技師</td><td>技師(A)</td><td>技師(B)</td></tr><tr><td>初回</td><td></td><td>0.5</td><td>0.5</td><td></td></tr><tr><td>中間</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>最終</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>0.0</td></tr></table> ※中間、最終の打合せについては、双方の協議により決定する。			主任技師	技師(A)	技師(B)	初回		0.5	0.5		中間					最終					計		0.5	0.5	0.0
		主任技師	技師(A)	技師(B)																						
初回		0.5	0.5																							
中間																										
最終																										
計		0.5	0.5	0.0																						
第5条 成果品 (成果品の提出) 第5-1条	成果品を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1)成果品の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R) 2部 (2)成果品の出力 2部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)																									
(成果品の提出先) 第5-2条	成果品の提出先は、次の通りとする。 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地 関川村役場 農林課 農村整備班																									
第6条 契約変更 第6-1条	業務内容、打合せ回数等の変更が生じた場合は、両者協議の上、契約の変更ができる。なお、軽微な変更については両者協議の上、変更しない場合がある。																									
第7条 定めなき事項 第7-1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要の応じて監督員と協議するものとする。																									

防災・減災対策農業水利施設点検・調査計画事業

農委補第3号中ノ沢ため池整備事業計画策定業務委託 作業項目及び作業内容一覧表

作業項目	標準作業内容	対象数量	単位	実施有無
1 資料収集	事前に管理者等から既存資料収集や聞き取り調査等を行い、基本計画のために必要な現地調査を行う。	1.0	地区	○
2 経済効果算定	経済効果の算定をする。具体的には下記作業を行う。	1.0	地区	○
(1) 資料の検討	収集した資料から、経済効果算定に必要な基礎数値を決定する。	1.0	地区	○
(2) 作物生産効果	当該施設の受益地に係る作物の生産効果を算定する。	1.0	地区	○
(3) 営農経費節減効果	当該施設の受益地に係る作物の営農経費の節減効果を算定する。	1.0	地区	○
(4) 維持管理費節減効果	当該施設の受益地に係る作物の維持管理費の節減効果を算定する。	1.0	地区	○
(5) 災害防止効果	当該施設が破堤した時に係る被害額を算定し、被害額から年効果額の算定する。	1.0	地区	○
(6) 国産農産物安定供給効果	本事業を実施することにより、国産農産物が現況のまま維持されるであろう効果を算定する。	1.0	地区	○
(7) 総費用の算定	当該事業、関連事業の事業費及び評価期間において発生する再整備に要する事業費の合計額から総費用を算定する。	1.0	地区	○
(8) 効果算定の総括	各効果算定作業結果をとりまとめ、総費用総便益比を算定する。	1.0	地区	○
3 計画概要書作成	事業の申請を想定した計画概要書の作成を行う。	1.0	地区	○
(1) 添付図面等作成	計画概要書及び、打合せ協議等に必要な図面の作成を行う。	1.0	地区	○
(2) 説明資料作成 (概略設計含む)	協議等に必要な説明資料の作成を行う。	1.0	地区	○
(3) 計画概要書作成	各作業の結果をとりまとめ、計画概要書の作成を行う。	1.0	地区	○
4 点検とりまとめ	各作業の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1.0	地区	○